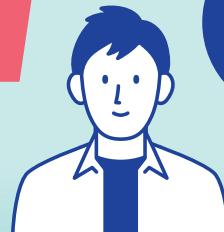


2026年衆議院議員総選挙、
最高裁判所裁判官国民審査が行われます

在留届の
提出も
忘れずに！

在外投票について



在外投票のためには
在外選挙人証の取得が
必要です

在外選挙人名簿への登録資格

1 満18歳以上 2 日本国籍保有者
3 海外に3か月以上居住
(出国時登録申請※をした方を除く。)

※国外転出をする際に市区町村の窓口で行う申請

必要書類を準備し申請書に
記入、日本大使館・総領事館
等の領事窓口で登録申請

3か月の居住期間経過後に
日本大使館・総領事館等から
住所確認の連絡を受ける

在外選挙人証の受取
(郵送又は領事窓口)



同居家族による代理申請もできます

申請者の署名入り登録申請書及び申出書※、申請者及び代理の方のパスポート等を
ご用意ください。

※登録申請書及び申出書は、領事窓口又は総務省のホームページから入手できます。

在外投票は次の3つの方法で行うことができます

在外公館等投票



直接日本大使館・総領事館等に
出向いて投票する方法

郵便等投票



投票用紙等を事前に請求して
記載の上、登録先の選挙管理委員会へ
郵送する方法

日本国内における投票



一時帰国した方や、帰国直後で
転入届を提出して3か月未満の方が、
日本国内で投票する方法

在外公館等投票に持参するもの

- ・パスポート等
写真付き
身分証明書
- ・在外選挙人証



詳しくは 在ケニア日本国大使館

TEL : (254-20)2898-000
Mail : ryouji@nb.mofa.go.jp

又は 検索
まで

